

「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の改正案について

1 条例の制定経緯

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「法」とします。）では、地方公共団体が個人番号の利用について国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを求めています。

また、社会保障、税、災害対策の分野において、法で定める事務に加え、条例で個人番号を利用する事務（以下「独自利用事務」とします。）を定めることができるとされています。

このことから、区では区民の利便性の向上と、行政事務の効率化を図るため、平成 27 年 12 月、区の独自利用事務などを規定した「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（以下「条例」とします。）を制定し、その後の条例改正により、現在、20 の独自利用事務を定めています。

2 改正の目的

現在、「子どもの医療費助成」及び「妊娠高血圧症候群等医療費助成」の申請では、健康保険への加入を助成要件としているため、申請者に被保険者資格を証明する書類の提出をお願いし、区が資格確認を行っています。今回の改正では、申請者がこれらの書類を提出できなかった場合等に、必要に応じて情報連携を活用することで、書類の提出を不要とし、申請者等の負担軽減を図ります。このため、当該事務を独自利用事務として条例に追加します。また、条例では、マイナンバーを用いて、どのような情報（たとえば保険や所得の情報など）を利用できるかをあらかじめ定めておく必要があるため、併せて改正します（表 1）。

また、国は、自治体が保有する医療費助成の受給者情報等のデータを集約するとともに、当該情報を医療機関等と連携する仕組みである PMH（Public Medical Hub）の導入を進めています。この仕組みにより、従来必要だった医療費受給者証の提示が不要となり、受給者がマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）を提示することで、医療機関等が受給者の医療費助成等の情報をオンラインで確認できるようになります。

そこで区は、「大気汚染医療費助成」の手続について、PMH の仕組みへ参加することにより、受給者が医療機関を受診する際、マイナ保険証 1 枚で医療費助成を受給できるようにし、利用者の利便性の向上を図ることとしました。この PMH への参加に当たり、当該事務で国民健康保険等に係る特定個人情報を利用できるよう、所要の条例改正を行います（表 2）。

表 1 独自利用事務に追加する事務（条例別表第 1 関係）及び当該事務で利用する特定個人情報（条例別表第 2 関係）

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務
妊娠高血圧症候群等の医療費の助成に関する事務

追加する事務	利用する特定個人情報
杉並区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
	生活保護関係情報
	児童手当関係情報
	中国残留邦人等関係情報
	外国人生活保護関係情報
	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報
	区心身障害者医療費助成関係情報
妊娠高血圧症候群等の医療費の助成に関する事務	地方税関係情報
	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
	生活保護関係情報
	中国残留邦人等関係情報
	外国人生活保護関係情報

表 2 PMH の参加に伴う改正（条例別表第 2 関係）

追加する事務	利用する特定個人情報
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報
	生活保護関係情報
	外国人生活保護関係情報